

○一関工業高等専門学校研究生規則

(昭和61年10月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第53条の規定に基づき、一関工業高等専門学校研究生（以下「研究生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 本校において高等専門学校を卒業した者と同等以上の研究能力及び学力があると認められた者

(入学の出願手続き)

第3条 研究生を志願する者は、入学日の14日前までに、次に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願出しなければならない。

- 一 研究生入学願書（別記様式第1）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書（別記様式第2）

(入学許可)

第4条 校長は、志願者のうちから選考のうえ入学を適当と認め、かつ、入学料を納付した者に対し入学を許可し、入学許可書（別記様式第3）を交付する。

2 入学を許可された者は、入学の前日までに誓約書（別記様式第4）を提出しなければならない。

(入学の時期及び在学期間)

第5条 入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

第6条 研究生の在学期間は、6か月以上1年以内とし、当該年度を超えることはできない。ただし、研究生の願出（別記様式第5）により校長が必要と認めるときは、在学期間の延長を許可することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。ただし、第6条の規定により在学期間を延長する場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

第8条 入学料は、入学の前日までに納付しなければならない。

2 授業料は、在学期間に相当する額を入学当初の月に納付しなければならない。ただし、在学期間が後期にまたがるときは、後期分の額はその学期の当初の月に納付しなければならない。

第9条 既納の検定料，入学料及び授業料は，いかなる理由があっても返還しない。

(指導教員)

第10条 研究生の指導教員は，校長がこれを定める。

第11条 研究生は，指導教員の指導を受け研究に従事する。

(授業科目の聴講)

第12条 研究生が研究事項に関連ある授業科目の聴講等を願い出たときは，校長は指導教員が必要と認め，かつ，学生の履修に妨げのない場合に限り，これを許可することがある。

2 前項の場合において，特別に要する費用は研究生の負担とする。

(研究報告書)

第13条 研究生が研究を終了したときは，研究報告書(別記様式第6)を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第14条 研究生が所定の研究を終了したときは，願い出により研究事項に関する研究修了証明書(別記様式第7)を交付する。

(学則等の準用)

第15条 研究生については，学則及び関係規則に規定する学生に関する規定を準用する。

(研究生の除籍等)

第16条 研究生が，研究期間中やむを得ない理由で研究を中断又は中止する場合は，校長の許可を得なければならない。

2 校長は，研究生が次の各号の一に該当するときは，これを除籍することがある。

一 研究の成果があがらないと認められたとき。

二 本校の学則及び関係規則に反する行為があったと認められるとき。

附 則

この規則は，昭和61年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月21日規則第6号)

1 この規則は，昭和62年9月21日から施行する。

2 昭和62年度内の入学に係る検定料及び入学料の額は，改正後の第7条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成元年4月12日規則第8号)

この規則は，平成元年4月12日から施行し，平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成 3 年 7 月 1 0 日規則第 2 号）

この規則は、平成 3 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 4 2 号）

この規則は、平成 1 9 年 3 月 3 0 日から施行する。

研究生入学願書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

現住所

氏名

印

下記により研究生として入学したいので、許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

研究題目

指導教員

研究期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

承 諾 書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

所属機関

住 所

所 属 長

印

下記の者が貴校研究生として研究することを承諾します。

記

所属部課

氏 名

研究期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

入 学 許 可 書

平成 年 月 日

殿

一関工業高等専門学校長

印

平成 年度研究生として下記のとおり許可する。

記

研究生氏名

指導教員

研究題目

研究期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

その他

- 1 研究生として許可された者は、 月 日までに誓約書を提出すること。
- 2 研究生として許可された者が、本校の学則及び関係規則に違反する行為があったと認められた場合は、除籍することがある。
- 3 研究生がその研究を終了したときは、研究報告書を校長に提出するものとする。

誓 約 書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

このたび、貴校研究生として入学を許可されましたので、在学期間中下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 学校が定めた関係規則に従うこと。
- 2 研究生として在学中、学校内において私の責に帰せられるべき事由により、学校に損害を与えたり、また、私自身が災害にあった場合には、私の責任において処理すること。

本人現住所

氏 名

印

上記の者が在学中に上記遵守事項に違反したときは、私がその責任を負うことを保証します。

保証人現住所

氏 名

印

本人との続柄

研究期間延長願書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

研究生氏名 印

平成 年 月 日から研究生として研究指導を受けておりますが、このたび下記のとおり研究期間を延長したいので、許可くださるようお願いします。

記

研究題目

指導教員 印

研究延長期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

研究期間延長理由

備考 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書を添付すること。

研 究 報 告 書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

現住所

研究生氏名

印

下記研究が終了しましたので別紙のとおり報告します。

記

研究題目

指導教員

印

研究期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

別記様式第7（第14条関係）

研究修了証明書

研究生氏名

研究題目

指導教員

研究期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

上記のとおり研究を修了したことを証明する。

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長

印